

3 安心して住み続けられる地域の環境づくり

(1) 障害理解と交流

市民全体に障害に関する理解を広げ、障害の有無に関わらず地域で交流しながら共生できる社会の実現に取り組みます。

現行計画期間の振り返り

「障害者差別解消法」の施行について、ホームページや市報で周知し、平成 27 年度に調布市障害者地域自立支援協議会で障害者差別解消法をテーマとした講演会を行ったほか、要望があった団体に出前講座を行いました。

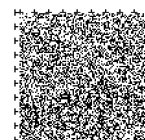
差別解消のための体制整備について協議する「障害者差別解消支援地域協議会」を平成 29 年度に設置しました。

障害福祉課を差別解消に関する主な相談窓口と位置づけ、相談を受けつけています。

「障害者差別解消法」の施行に伴い、平成 27 年度に全庁職員を対象とした研修会を行いました。平成 28 年度も全体研修のほか、新任職員研修、窓口対応職員研修を実施しています。また、平成 28 年 4 月 1 日付で市職員の対応要領を策定しました。

障害のある人が利用する資料だけでなく、障害についての理解を手助けする資料を揃えて市民の利用に供しています。(図書館)

市民同士の交流機会を充実するために、「希望の家」の会議室貸出、援護施設地域交流室の一部開放や施設行事の住民参加を配慮して交流の活発化に努めました。



今後の課題

障害者差別解消法の普及啓発

「障害者差別解消法」が平成 28 年 4 月に施行されましたが、障害者だけでなく、市民全体における認知度まだまだ低い状況です。今後も様々な機会を通じて、「合理的配慮」の内容や、相談窓口の周知、相談体制の整備など、継続して普及啓発への取組を進める必要があります。

市民全体への障害理解の促進

差別の解消に限らず、障害に対する理解を、障害のある当事者や家族だけでなく、いかに市民全体に広げていけるか、また、その担い手を確保、育成していくことが大きな課題です。

特に、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害など、外見ではわかりにくい障害への理解について、「ヘルプカード」「ヘルプマーク」の活用もあわせて取組を深める必要があります。

基本的方向性

< 障害者差別解消の推進 >

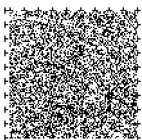
「障害者差別解消法」の施行を踏まえ、障害者差別に関する相談、市民への普及啓発、市役所における職員研修など様々な取組を充実させ、障害者差別のない地域づくりを進めます。

< 障害理解の促進と地域交流 >

「ヘルプカード」「ヘルプマーク」の普及啓発を始め、様々な障害に関する市民全体の理解を広げます。

市立施設の地域開放や、事業、イベント等を通じて、市民と施設、利用者の交流と理解の推進を図ります。

調布市障害者地域自立支援協議会のワーキングにおいて、市民全体に障害理解を広げるための方策を当事者や関係機関とともに検討していきます。



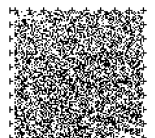
< 障害者差別解消の推進 >

		No	3101
障害者差別に関する相談		障害福祉課	
事業概要	各部署に寄せられた障害を理由とする差別に関する相談等を取りまとめ、差別を解消するための取組について障害者差別解消支援地域協議会等の場で検討します。		
今後の方向・目標	継続します。		

		No	3102
市役所における研修・合理的配慮の推進		障害福祉課	
事業概要	職員が障害の知識を習得するとともに、障害理解を促進するための研修会を実施します。		
今後の方向・目標	受講対象者の範囲や実施時期・回数、効果的な内容を検討します。		

		No	3103
障害者差別解消法の普及啓発		障害福祉課	
事業概要	共生社会の実現を目指し、各種イベントや研修会等を通じて、障害者差別解消法の概要や合理的配慮について、市民や市内事業者に向けて普及啓発を行います。		
今後の方向・目標	継続します。		

		No	3104
障害者者別解消地域支援協議会		障害福祉課	
事業概要	地域における障害者差別に関する相談等の情報を共有し、差別を解消するための取組を協議します。		
今後の方向・目標	継続します。		



< 障害理解の促進と地域交流 >

		No	3105
ヘルプカード・ヘルプマークの普及啓発		障害福祉課	
事業概要	東京都が作成したヘルプマークと、調布市が作成したヘルプカードの普及啓発を行います。		
今後の方向・目標	今後も市民や商業施設を中心に普及啓発を図ります。		

		No	3106
人権に関する教育・啓発の促進		市民相談課	
事業概要	人権啓発活動のうち小学生を対象とした「人権の花」運動、「人権メッセージ発表会」、中学生を対象とした「人権作文コンテスト」を実施。市内小中学校の訪問、小学校での朝礼時の人権講話、調布市福祉まつりでの人権啓発PRブースの設置を実施しています。		
今後の方向・目標	継続します。		

		No	3107
市立障害者施設を活用した地域交流		障害福祉課	
事業概要	市立施設において、スペースの地域住民への貸し出し、施設行事、地域イベントへの参加等を通じて、地域住民との交流及び障害者施設への理解促進を図ります。 希望の家 会議室の貸出、地域の集い 知的障害者援護施設 地域交流室の一般開放、すずかけフェスタ ちょうふだぞう 活動室の貸出、カフェ「ほっとれ～る」運営 こころの健康支援センター 団体室の貸出		
今後の方向・目標	継続し、各施設が地域に溶け込んだ施設となるよう運営してまいります。		

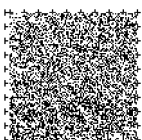
「ヘルプカード」

障害のある方が緊急連絡先、医療情報、手伝ってほしい内容などを記載し、普段から身に付けておくことで、緊急時や災害時、日常の困ったときに、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするものです。障害福祉課の窓口で配布しています。



「ヘルプマーク」

障害のある方に限らず、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々のためのマークです。



(2) バリアフリーのまちづくり

障害の有無に関わらず，誰に対してもやさしいバリアフリーのまちづくりをハード，ソフトの両面から推進します。

現行計画期間の振り返り

「調布市バリアフリー基本構想」に基づき，平成 24 年度末に「調布市バリアフリー特定事業計画」を取りまとめ，こころのバリアフリーパンフレットなどを作製し啓発を行いました。平成 25 年度以降は，各特定事業者が特定事業計画に従ってバリアフリー整備を推進しています。（交通対策課）

布田駅，国領駅の駅前広場の整備においては，それぞれの駅をよく利用される視覚障害者の方と意見交換を重ねながら，視覚障害用誘導ブロックの配置を決定しました。（街づくり事業課）

調布駅周辺の恒久的駐輪場確保のため，平成 27 年度に地下駐輪場を都市計画に定め，平成 28 年 4 月事業認可を取得しています。（交通対策課）

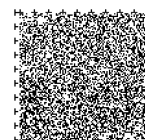
平成 24 年 3 月策定の「調布市公共サイン整備方針」に基づき，飛田給駅周辺地区の公共サイン整備計画を策定し，整備しました。（交通対策課）

平成 26 年度に市職員対象にカラーバリアフリー研修を実施しました。また，小学生を対象に福祉のまちづくりで，ハード・ソフト両面のバリアフリーについての出前講座を実施しました。（福祉総務課・交通対策課）

今後の課題

バリアフリーのまちづくりの推進

駅前広場の整備により駅周辺のバリアフリー化は進んでいますが，今後も街全体や交通バリアフリーの推進のため，各事業者と協力しつつ，当事者の声も取り入れながらバリアフリー化を進めることが必要です。



基本的方向性

<誰もが住みやすいバリアフリーのまちづくり>

「調布市バリアフリー基本構想」及び「調布市バリアフリー特定事業計画」などに基づき、事業者と連携しながらバリアフリー整備を推進します。

当事者との意見交換などにより障害のある方の視点を取り入れ、誰もが住みやすいと感じられるバリアフリーのまちづくりに取り組みます。

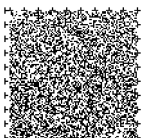
<福祉のまちづくりの推進>

「調布市福祉のまちづくり条例」に基づく「福祉のまちづくり推進計画」を定め、関係部署と連携してハード・ソフト両面から福祉のまちづくりを推進します。

事業計画

<誰もが住みやすいバリアフリーのまちづくり>

		No	3201
交通バリアフリーの推進		交通対策課	
事業概要	交通環境の一体的・重点的なバリアフリー化を図ることにより、すべての人が円滑に移動できるようにすることをめざし、「調布市バリアフリー基本構想」に基づく「調布市バリアフリー特定事業計画」を着実に実施し、交通環境のバリアフリー化に取り組んでいます。		
今後の方向・目標	「調布市バリアフリー基本構想」と基本構想に基づく「調布市バリアフリー特定事業計画」は平成32年度が目標年次であり、平成33年度以降については、国が定める次期基本方針に沿った見直しが必要になることが想定されるため、平成32年度から基本構想の見直しについて検討します。		



No	3202
----	------

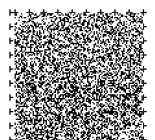
人と環境にやさしい道路の整備		道路管理課
事業概要	高齢化社会を迎えて、バリアフリーの声が高まる中、市民が安全で快適に通行できる道路づくりを進めるため、主要幹線道路や駅周辺の歩道のバリアフリー化整備及び車道の低騒音排水性舗装整備を行っています。	
今後の方向・目標	今後も高齢者や障害者にやさしい道路づくりとして、歩道の段差解消や誘導ブロックの設置などを行い、バリアフリー化を進めていきます。また、歩道の透水性舗装や低騒音排水性舗装など環境にやさしい道路づくりを行っています。	

No	3203
----	------

駅前広場の整備		街づくり事業課
事業概要	京王線連続立体交差事業により、これまで鉄道により分断されていた市街地が一体化することから、交通結節機能の強化と広くて歩きやすい歩道の改良など、歩行者の回遊性に配慮した、活気とにぎわい、うるおいとやすらぎのある駅周辺の創出を目的としています。	
今後の方向・目標	基本計画にもとづき、駅前広場の整備を推進します。	

No	3204
----	------

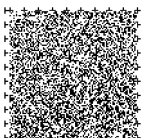
放置自転車対策・駐輪場の整備		交通対策課
事業概要	歩行者や緊急車両等の通行の妨げになる駅周辺の放置自転車等を削減するため、放置自転車等の撤去を行います。また、恒久的な自転車等駐車場の整備を推進し、安全で快適な交通環境の整備を進めます。	
今後の方向・目標	調布駅やつつじヶ丘駅周辺の自転車等駐車場の整備に取り組みます。また、自転車等駐車場の整備にあわせ、放置自転車等の撤去強化を図ります。	



調布市公共サイン整備方針の策定		都市計画課
事業概要	<p>平成 27 年 3 月に策定した「調布市公共サイン整備ガイドライン」に基づき、調布駅・布田駅・国領駅、3 駅の「調布市中心市街地公共サイン整備計画」を策定。駅前広場、道路整備等の工事進捗状況に合わせてサインの設置を進めています。</p> <p>平成 31 年 9 月「ラグビーワールドカップ」開催に合わせ、大会会場周辺の各内外旅行者、障害者が観やすく解り易い公共サインの新設、既存サインの盤面変更を行います。</p>	
今後の方向・目標	<p>公共サイン未整備の市内京王線各駅【仙川駅・つつじヶ丘駅・柴崎駅・京王多摩川駅】周辺の整備計画を作成し、案内・誘導サインの整備を行います。</p>	

< 福祉のまちづくりの推進 >

福祉のまちづくり条例の推進		福祉総務課
事業概要	<p>福祉のまちづくりについての基本理念に沿って、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施設の整備及びサービスの向上を図るための施策に係る基本的事項を定め、協働してその施策を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで温かいまち調布の実現をめざします。</p>	
今後の方向・目標	<p>平成 29 年度に改訂した推進計画にもとづき、関係部署と連携してハード・ソフト両面から福祉のまちづくりを推進します。</p>	



(3) 情報提供

福祉サービスや地域生活に関する必要な情報を、様々な障害特性に応じた方法で提供します。

現行計画期間の振り返り

市役所内で平成 26 年度に音声コード導入研修を実施し、希望する課へ音声対応アプリをインストールしました。また、「24 時間テレビ」からの寄付で 19 部署に音声コード対応携帯電話セット等を配布しました。

市配布の印刷物では、音声コードの印刷に努めています。

市のホームページ運用では、音声読み上げやウェブアクセシビリティ支援ツールを掲載するとともに、障害の有無に関わらず誰もが必要な市政情報を得られるよう、ウェブアクセシビリティガイドラインに基づいたコンテンツの作成、修正を行っています。(広報課)

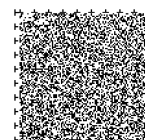
障害者差別解消法の職員向け研修では、ウェブアクセシビリティに関する「みんなの公共サイト運用ガイドライン」の説明を行い、市公式ホームページ以外での取組を進めるよう情報提供しました。(広報課)

視覚障害者等の印刷物をそのままでは利用できない市民に、音訳・点訳等の資料変換による資料提供を行っています。(図書館)

平成 29 年度には駅前広場の整備状況を踏まえて、バリアフリーハンドブックを作成する予定です。

平成 27 年 4 月に、市内で子育てに関する活動を行う民間団体が子育てに関する情報に特化したサイト「調布子育て応援サイト コサイト」を開設し、多くの情報を発信しています。市は、この団体に対しサイトの創設費及び管理運営費を助成しています。(子ども政策課)

生涯学習情報システム(さがす見つかるシステム)のレスポンス対応(スマートフォン等端末での表示対応)やウェブアクセシビリティ改善のため、機能修正を行いました。より使いやすいサイトをめざし、地域情報も発信・検索できる「ちょうふ地域コミュニティサイト」へのリニューアルを行いました。(生涯学習交流推進課・協働推進課)



障害に応じた多様な情報提供，コミュニケーション支援

障害の有無に関わらず必要な情報に誰もがアクセスできるよう，音声，文字情報，手話，色合い，ルビや内容の平易化によるわかりやすさなど，情報バリアフリーを推進し，多様な形態での情報提供体制を確保していく必要があります。

また，情報技術の進化に対応し，従前の提供方法の見直しや，新しい技術の活用の検討も必要です。

必要な人に必要な情報を届ける体制の整備

情報発信の内容を充実させる一方で，必要な情報が発信できているか，それが必要な人に届いているかということにも留意する必要があります。

相談窓口や福祉サービスがあっても，その情報が届かないために利用できずにいる人がいないようにするために，多様な媒体を活用して情報発信に努めることが必要です。また，障害のある当事者や家族だけでなく，市民全体へ向けて，さらに，障害のある方の地域生活に関わる様々な関係機関，障害福祉分野以外のサービス商業施設，交通事業者などへ向けての情報発信も必要です。

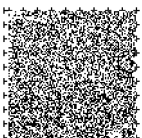
基本的方向性

< 障害特性に応じた情報提供体制の整備 >

音声コードの普及や市ホームページにおけるウェブアクセシビリティの向上，イベント等における手話通訳者の配置，その他新たな IT 技術の活用など，多様な障害特性に応じた情報バリアフリーを推進し，障害のある方への情報保障に努めます。

< 多様な情報の提供 >

障害のある方の地域生活に関わる様々な情報を，ホームページ，市報，冊子の作成その他様々な方法で的確に提供していきます。



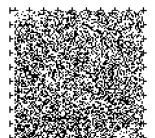
< 障害特性に応じた情報提供体制の整備 >

		No	3301
音声コードの作成		障害福祉課	
事業概要	<p>市が視覚障害者等に送付する文書等を音声コードに変換して添付することで、活字文書読み上げ装置等で音声による読み上げを可能にし、情報のバリアフリーを図ります。</p> <p>平成26年度より、音声コード対応方法について説明を行い、各課で実施してもらうよう周知に努めています。</p>		
今後の方向・目標	<p>引き続き、市で配布する印刷物に音声コードを印刷し、視覚障害者の方に読んでいただけるよう努めていきます。</p>		

		No	3302
手話通訳者・要約筆記者の配置		障害福祉課	
事業概要	<p>市が主催する講演会、会議等の実施の際に、聴覚障害者が参加できるよう手話通訳、要約筆記者を配置します。</p>		
今後の方向・目標	<p>市の各部署への周知を図り、配置を推進します。</p>		

		No	3303
調布市ホームページ運用事務		広報課	
事業概要	<p>障害者や高齢者を含め、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できるよう、ウェブアクセシビリティに配慮した運用を行います。</p>		
今後の方向・目標	<p>ウェブアクセシビリティに関する日本工業規格 適合レベル AA 準拠を目指す</p>		

		No	3304
市報等発行事務		広報課	
事業概要	<p>毎月5日・20日に発行する市報を視覚障害者等のために、紙面以外の方法でお届けします。</p> <p>声の広報 市報の内容をカセットテープなどに音声録音し、希望者に郵送配付します。</p> <p>市報ちょうふテキストデータのホームページ掲載 パソコンの音声読み上げソフトを活用し、市政情報を入手してもらうため、市報ちょうふのテキストデータを市のホームページに掲載します。</p>		



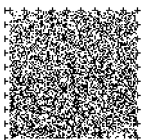
	市報ちょうふテキストデータのメール送信 パソコンの音声読み上げソフトを活用し，市政情報を入手してもらうため，希望者に，市報ちょうふのテキストデータをメールにて送信します。
今後の方向・目標	継続します。

		No	3305
広報番組制作事務		広報課	
事業概要	<p>ケーブルテレビやコミュニティFMを活用し，映像や音声で市政情報をお届けします。</p> <p>テレビ広報ちょうふ：ケーブルテレビ（J:COM） 映像で市政情報をお伝えします。文字情報も活用し，聴覚に障害のある方にも分かるよう工夫します。</p> <p>調布市ほっとインフォメーション：調布FM（83.8MHz） 音声で市政情報をお伝えします。</p>		
今後の方向・目標	継続します。		

< 多様な情報の提供 >

		No	3306
市報，ホームページでの情報提供（障害福祉課）		障害福祉課	
事業概要	市報，ホームページ，さがす見つかるシステム（生涯学習・市民活動情報システム）の活用により，保健・医療・福祉・関連施設及び団体に関する情報を提供し，障害者の地域生活を支援しています。		
今後の方向・目標	継続します。		

		No	3307
「障害者福祉のしおり」の作成		障害福祉課	
事業概要	障害児・者に関する諸制度，利用案内等を冊子にまとめ，窓口で配布しています。		
今後の方向・目標	内容，読みやすさの充実を図り随時改訂版を発行していきます。		



No	3308
----	------

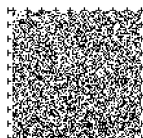
バリアフリーハンドブックの作成・配布		障害福祉課
事業概要	市民の外出時の利便性向上と地域における障害理解の促進を目的として平成 29 年度に作成した調布市バリアフリーハンドブックを配布します。	
今後の方向・目標	まちの状況の変化などを注視し，必要に応じて更新を検討します。	

No	3309
----	------

子育て支援に関する情報提供		子ども政策課
事業概要	<p>子ども家庭課窓口にて子育て支援サービス相談員を配置し，子育て支援に関する制度や事業等の情報提供及びその利用に関する相談業務を行い，子どもや子育て家庭の支援を図ります。</p> <p>また，子育てに関する情報を掲載した「元気に育て！！調布っ子」の発行を行い，窓口で相談者や転入者に配布を行います。</p> <p>さらに，健康推進課と連携し，妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実に向けて「子育てガイド」を発行し，初めて出産をする妊婦の方への情報提供についても充実を図っています。</p>	
今後の方向・目標	引き続き，子育て支援に関する情報提供の発信に努め，子育て家庭への支援を行っていきます。	

No	3310
----	------

生涯学習情報システム(さがす見つかるシステム)の活用		協働推進課 生涯学習交流推進課
事業概要	<p>「生涯学習情報システム(さがす見つかるシステム)」を再構築しリニューアルした「ちょうふ地域コミュニティサイト」を活用し，生涯学習・市民活動団体や各種イベント情報に加え，地域情報を発信し，地域の中での活動や学びの場の充実を図ります。</p> <p>サークル・団体を探す検索条件として「障がい者」の項目を設けているため，条件にあった情報を検索することができます。</p>	
今後の方向・目標	生涯学習・市民活動情報にとどまらず様々な地域情報に市民がアクセスできるよう，随時システム機能の改修・改善を図りながら，地域情報共有の中心的な役割を担うサイトとして活用してまいります。また，市の公式ホームページをはじめ，様々なホームページと情報を共有しながら，地域の情報を発掘し，効果的に共有するコミュニティサイト活用事業を展開します。	



(4) 地域ネットワークづくり

地域住民・団体などによるボランティア，地域活動などを支援し，地域住民相互のネットワークづくりと協働の体制づくりを進めます。

現行計画期間の振り返り

市内 6 か所にボランティアコーナーを設置，専任のボランティアコーディネーターを配置し，より身近な地域での相談に対応しています。特別支援学校等への通学支援をボランティアで行ったり，市内各学校への出前講座で障害特性の理解と支援のあり方の学習機会の提供を行っています。(福祉総務課)

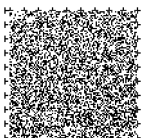
市内 20 の小学校区，全地区での地区協議会設立に向けた支援を実施しています(平成 28 年度：16 か所)。また，大地震等に備え，地区協議会が実施する防災訓練への障害を持つ方の参加機会が持てるよう，地域と障害者団体との橋渡しを試みています。(協働推進課)

すべての地域福祉センターに音声案内装置を設置し，改修時にはバリアフリー化等に努め，「ふれあいの家」では，利用者の要望等を踏まえ，大規模改修時にバリアフリー化に努めています。(協働推進課)

見守りネットワークの推進のため，市内 10 か所すべての地域包括支援センターに担当者を配置し，地域への事業 PR を実施するとともに，通報により速やかに相談支援を行いました。(高齢者支援室)

誰もが参加しやすい市民参加や協働の仕組みづくりのため，「調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例」(平成 25 年 4 月施行)，「調布市パブリック・コメント手続き条例」(平成 26 年 12 月施行)，「審議会等の会議の公開に関する条例」(平成 28 年 4 月施行)を制定しました。(政策企画課)

多様な市民参加を得るための工夫として，手話通訳者の同席，専門的な知識を持った委員と市民委員の理解に差が生じないように，わかりやすい用語の使用，車いす利用者が利用できる会場の選定など，必要に応じた配慮を行っています。(政策企画課)



ボランティアなど多様な担い手の育成

専門人材としての福祉人材の育成だけでなく，ボランティアなど多様な担い手による支援もあわせて活用を検討することが必要です。また，そのためには，市民全体に障害理解を広げていくことも必要です。

基本的方向性

< ボランティア活動，地域団体の活性化と協働 >

ボランティア，地域団体などの育成や支援を通じて，地域における様々な住民主体の活動を支援するとともに，地域の住民相互のネットワークづくりを促進することで，地域における「支え合い」や福祉との連携による見守り体制づくりを推進します。

「調布市市民参加プログラム」等による取組を充実させ，障害者も参加しやすい配慮や，市民，地域団体との協働の仕組みづくりを推進します。

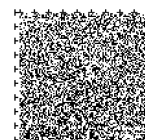
< 活動拠点の整備 >

地域福祉センター，ふれあいの家など市民活動や地域組織，ネットワークの活動拠点となる施設の整備，維持管理に努めます。施設の改修工事等の際には，障害のある方もより使いやすい施設となるようバリアフリー化を図ります。

事業計画

< ボランティア活動，地域団体の活性化と協働 >

		No	3401
市民活動支援センターの運営		協働推進課	
事業概要	<p>様々な分野の市民活動団体，ボランティア，NPO法人等，地域で活躍する個人や団体を総合的に支援し，それぞれが交流，連携して活動するための拠点施設として，調布市市民プラザあくろす内に，市民活動支援センターを設置しています。</p> <p>市民活動支援センターでは，市民活動の中間支援として，情報の収集・提供，各種相談，啓発事業，交流事業，活動場所の提供等を実施し，市民活動の活性化を図っています。</p>		



今後の 方向・目標	幅広い分野の市民活動の活性化に向け、現在の業務委託契約が終了する平成30年度以降のセンター機能の検討と併せて、既存事業の整理・拡充や、行政とNPO法人等との協働の仕組みづくりを進めます。また、現在、障害者支援を含む福祉分野に長けた調布市社会福祉協議会が運営業務を担っていることから、引き続き、これまで培った経験を生かし、障害を持つ方の地域活動支援などにも積極的に取り組みます。
--------------	--

No	3402
----	------

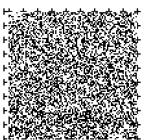
ボランティアコーナーの運営支援		福祉総務課
事業概要	市民の地域活動への自発的な参加を推進・支援するため、ボランティアコーナーやボランティア活動推進事業を運営する社会福祉協議会に補助を行います。	
今後の 方向・目標	地域住民がボランティア活動へより参加してもらうための方策として、ボランティアコーディネーターが地域福祉コーディネーター等と連携し、地域課題の解決に向けて引き続き取り組みます。	

No	3403
----	------

地域福祉活動団体への支援		福祉総務課
事業概要	次に掲げる要件を備える活動を行っている団体に対し、助成を行い、地域の特性に合った福祉サービスの提供を促進します。 1 主たる活動地域が調布市内であること 2 民間の非営利団体（法人格の有無、種類は問わず）であること 3 市内における高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉等に関する内容を主とする活動であること 4 同一年度中に他の助成金・補助金を受けない活動であること	
今後の 方向・目標	より多くの団体が助成を受けることにより、住民の主体的な地域福祉活動を促進します。	

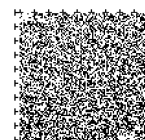
No	3404
----	------

地区協議会の設立と支援		協働推進課
事業概要	概ね、小学校区を単位として、地域コミュニティの活性化を図り、地域の連帯感を高めるとともに、地域の課題を地域全体で考え、解決していくために、地域住民が自主的・主体的に運営するネットワーク組織として、地区協議会の設立と運営の支援を行っています。	
今後の 方向・目標	引き続き、地区協議会未設立の地域に対して設立に向けた準備を支援するとともに、季節地区協議会の運営支援を行います。また、大地震等の有事に備え、地区協議会の様々な活動を通じ、障害を持つ方を含め、地域における互いの顔の見える関係性づくりを推進します。	



見守りネットワークの推進		高齢福祉担当
事業概要	<p>調布市見守りネットワーク事業（愛称：みまもっと）は、市内のひとりぐらしの高齢者や障害者、生活困窮者など支援が必要な方々が、住み慣れた地域で安全で安心して暮らし続けられるよう、「地域包括支援センター」を核として展開している地域による見守りのネットワークです。</p> <p>地域住民、協力団体等が、日常生活や業務活動の中で、地域の高齢者等の異変や生活上の支障等に気づいたら、各地域の地域包括支援センターに連絡し、センターが対象者の現状把握と即時対応を行い、状況に応じて適切な相談窓口の紹介や福祉サービスの提供へつなげるものです。</p>	
今後の方向・目標	<p>地域住民や地域の関係機関・関係団体等の協力を得て、「みまもっと」の充実を図り、地域の見守り体制を強化していきます。</p> <p>各地域包括支援センターを核とする地域の中のネットワークと、市内全域を統括する協力団体との全市のネットワークの二つの面から、連携を推進していきます。</p> <p>地域住民に向けて見守りのポイントや見守りの必要性について学ぶ「見守りサポーター養成講座」を開催し、さらなる見守りネットワークの拡大を目指します。</p>	

誰もが参加しやすい『市民参加』『協働』の仕組みづくり		政策企画課
事業概要	<p>市民参加と協働を推進するため、平成16年11月に市民参加の基本的なルールとして「調布市市民参加プログラム」を定め、また、平成22年3月には職員向けの手引きとして「市民参加ガイドライン」、「協働推進ガイドライン」を作成し、市民参加と協働に関する理解を深めながら、その一層の推進に取り組んできました。</p> <p>平成25年度には市民参加と協働を市における自治の基本理念とした「調布市自治の理念と市政経営に関する基本条例」を制定し、この条例を具現化する取組の一つとして、平成26年度に「調布市パブリック・コメント手続条例」を施行し、平成28年度には「調布市審議会等の会議の公開に関する条例」を施行しました。これらの条例を適切に運用することにより、市民により開かれた市政を推進し、市政運営における公正性の確保・透明性の向上を図りながら、市民参加と協働のまちづくりを一層推進しています。</p> <p>市民参加プログラム等に基づき実施した前年度の市民参加手続と協働事業の取組状況を実践状況報告書としてまとめ、効果や課題等を検証し、多様な市民参加を得るための工夫として、手話通訳者やガイドヘル</p>	



	<p>パーの同席のほか、車いす利用者でも利用できる会場の選定など、必要に応じた配慮を行っています。また、各種研修等を通じ、庁内で市民参加と協働の実践状況を共有し、運用改善に努めるとともに、市報やホームページ等で公表し、幅広い意見の把握や今後の市民参加と協働の仕組みづくりにつなげています。</p>
<p>今後の方向・目標</p>	<p>市民参加プログラムは策定から12年が経過する中、「調布市自治の理念と市政経営に関する基本条例」等の内容やこれまでの参加と協働の実践を通じた課題整理を踏まえ、現行の仕組みの確認・検証を進めるとともに、引き続き幅広い意見の把握につながる工夫や運用改善に努め、参加と協働の仕組みづくりにつなげていきます。</p> <p>また、今後も職員向けの研修を実施し、参加と協働の推進に関する職員の意識付けと能力向上を図り、多様な市民参加を得るための工夫を図るとともに、参加と協働の前提となる市政情報の市民との共有の観点から、市における市民参加と協働の実践状況を市報やホームページ等で公表します。</p>

< 活動拠点の整備 >

		No	3407
地域福祉センターの管理運営		協働推進課	
事業概要	<p>地域住民の福祉、文化の向上及び住民相互の連帯ときずなを深め、豊かな地域社会の形成を図るため、市内10か所に設置しています。</p> <p>施設管理・運営は一般財団法人調布市市民サービス公社に業務委託しています。</p>		
今後の方向・目標	<p>大規模な改修工事があった場合など、施設のバリアフリー化に努めていきます。また、施設更新の際には複合多機能化について検討します。</p>		

		No	3408
ふれあいの家の整備		協働推進課	
事業概要	<p>地域の住民相互の心のふれあいと連携を高め、住み良い地域社会を形成するために、市内18か所に設置しています。管理運営については指定管理者制度により、地域住民で組織された運営団体によって管理運営されています。</p>		
今後の方向・目標	<p>大規模な改修工事があった場合など、施設のバリアフリー化に努めていきます。今後も地域住民が気軽に利用出来る施設として運営委員会と協議していきます。</p>		



(5) 災害時の支援

災害時，緊急時などにおける障害のある方が安全に避難できるよう，支援体制の整備や防災対策などを行います。

現行計画期間の振り返り

災害時の対応を強化するために，災害時要援護者避難支援プランを策定し，平成 25 年度は講演会，平成 26 年度はシンポジウム等を実施しました。（福祉総務課）

災害時の地域防災力の向上を図るために，災害時要援護者避難支援プランを策定し，平成 25 年度は講演会，平成 26 年度はシンポジウム等を実施しました。平成 29 年 3 月には，災害時要援護者避難支援プランを再編・統合し，新たに「調布市避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）」を策定しました。（福祉総務課）

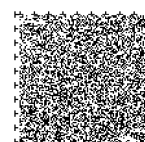
「調布市地域防災計画」については，東日本大震災後の国や都の計画修正で平成 25 年 9 月に修正，平成 25 年 6 月の災害基本法改正で平成 27 年 4 月に修正を行っています。また，平成 29 年度に水防法の改正等に伴う修正を行う予定です。（総合防災安全課）

防災マップは平成 27 年 11 月に修正し，平成 28 年 3 月に全戸配布を実施し，洪水ハザードマップは平成 29 年 11 月に修正し全戸配布を行いました。（総合防災安全課）

アレルギー対応粉ミルクやお粥，とろみ剤など，要配慮者のための食料の備蓄を進めました。また，食物アレルギーの誤食防止や，手話通訳ができる方に着用してもらおうビブスなど，要配慮者の方々を想定した物資の備蓄を進めました。（総合防災安全課）

障害者グループホームが消防法の要件を満たすために設置する防災対策設備の費用について，平成 28 年度より補助金を交付することとしました。

平成 24 年度より，障害者を対象に救急医療情報キットの配布を開始しています。当初の配布では，調布市福祉作業所等連絡会と協働し，個別訪問による対応も実施しました。



地域の組織を活用した災害時の障害者支援

「避難行動要支援者避難支援プラン」を推進し、自治会などの地域組織との連携を進め、災害時における障害者への支援体制を確保する必要があります。あわせて、避難所における障害者の支援体制の整備も必要です。

基本的方向性

< 避難支援体制の整備 >

「調布市避難行動要支援者避難支援プラン」による地域組織との連携を更に推進し、災害時における障害のある方の避難支援体制を構築するとともに、障害のある方向けの「初動対応マニュアル」の作成し、支援を行います。

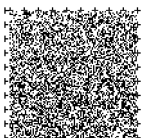
< 防災対策の充実 >

防災マップ・洪水ハザードマップ等による情報提供において障害のある方にも必要な情報が提供できるよう取組を進めるとともに、防災拠点の整備や備蓄品の確保などにおいても、障害のある方に配慮した防災対策を充実させます。

< 緊急時の対応体制の強化 >

緊急通報システムや救急医療情報キットの普及を図り、一人暮らし等でも在宅生活において突然の体調不良、事故、火災その他の緊急事態に迅速かつ的確に対処できる体制づくりを進めます。

また、グループホームの消防設備等の設置補助などにより、福祉施設における防災対策の充実を進めます。

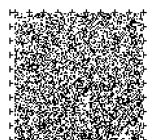


< 避難支援体制の整備 >

		No	3501
避難行動要支援者避難支援プランの策定		福祉総務課	
事業概要	<p>「調布市避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、災害時に適切に避難することが困難な避難行動要支援者の名簿を整備し、消防、警察、民生委員・児童委員、福祉関係団体、地域で活動する組織等との平常時からの連携に努めます。</p> <p>また、地域組織との連絡会を実施し、協定締結団体に対する取組支援を行うとともに、新たな団体との協定締結に向けた取組を強化します。</p>		
今後の方向・目標	<p>引き続き、要支援者支援に関する地域組織との更なる協定の締結を進め、地域による共助の体制づくりを充実させるよう努めます。</p> <p>また、避難行動要支援者施策の検討、同要支援者の名簿作成・更新に向けて、関係機関との連絡会の設置や情報共有体制の整備に取り組みます。また、確認が取れない方への対応について検討していきます。</p>		

		No	3502
災害時要援護者台帳の整備		障害福祉課	
事業概要	<p>障害状況、医療情報及び緊急連絡先等災害時に必要となる個人情報を市に登録してもらい、民生委員及び調布消防署と情報共有を行うことで、災害時に障害児・者が迅速かつ適切な支援が受けられる体制を整備します。</p>		
今後の方向・目標	<p>福祉総務課所管の地域防災計画に基づく災害台帳との統合が可能かどうか等、今後のあり方を検討します。</p>		

		No	3503
災害時初動対応マニュアル		障害福祉課	
事業概要	<p>障害者のための災害時における初動行動マニュアル(身体障害・知的障害・精神障害・視覚障害・聴覚障害・高次脳機能障害)を作成します。</p>		
今後の方向・目標	<p>平成29年度中に3種類のマニュアル(身体障害・知的障害・精神障害)を作成し、視覚障害・聴覚障害・高次脳機能障害については平成30年度に作成予定です。</p>		



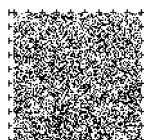
< 防災対策の充実 >

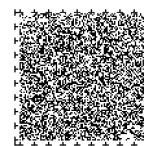
No 3504

地域防災計画の修正		総合防災安全課
事業概要	<p>地域防災計画は、災害対策基本法で策定が義務付けられており、市や消防・警察等の行政機関やライフライン関係機関が災害時に行うべき業務等を定め、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的としています。</p> <p>上位計画である国や東京都が策定する計画の修正及び見直しが行われた際は、国や都の計画内容、被害想定、近年の災害における教訓等を反映し、修正を行っています。</p>	
今後の方向・目標	<p>計画の修正及び見直しについては、国や都の計画の修正内容を踏まえるとともに、パブリック・コメントや住民説明会などを実施し、被害を受ける市民の視点からの意見を取り入れることにも配慮して行います。</p>	

No 3505

防災マップ・洪水ハザードマップの配布		総合防災安全課
事業概要	<p>平時は、マップ更新時に全戸配布を行うとともに、窓口配布及び訓練・出前講座等の催事にあわせて配布しており、市内の避難場所や災害時の情報収集方法・避難時の心得など、災害対策全般を記載し、市民へ情報提供を行っています。</p> <p>また、洪水ハザードマップ、防災マップともに、点字版と音声版を視覚障害者向けに作成し、一部の施設で閲覧が可能です。</p> <p>【常時設置場所】</p> <p>総合防災安全課窓口 市民課窓口 神代出張所 市内地域福祉センター 市内図書館</p> <p>【視覚障害者向け設置場所】</p> <p>総合防災安全課窓口 障害福祉課窓口 総合福祉センター 市内地域福祉センター 市民活動支援センター(調布市市民プラザあくるす2階)</p>	
今後の方向・目標	<p>さまざまな催事等で継続的に周知を図り、市民の防災行動力の向上を推進していきます。また、見直し等に合わせて、視覚障害者向けに音声コードの添付についても検討していきます。</p>	





No 3506

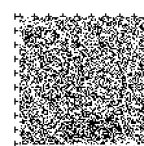
防災拠点の整備		総合防災安全課
事業概要	調布基地跡地留保地を活用し、防災公園の整備を行うことで、日頃から防災意識向上のための施設として利用を図るとともに、発災時の防災活動拠点としての利用を行います。	
今後の方向・目標	防災機能を有する公園として整備していく予定であり、整備にあたっては、災害時要援護者の方にも利用が可能な施設構造を検討していきます。	

No 3507

防災備蓄品の確保・充実		総合防災安全課
事業概要	調布市地域防災計画にもとづき、災害時の避難所となる市内の公立小中学校など、公共施設（29か所）に備蓄倉庫を設置しています。また、災害が発生した際、避難所1か所あたり約1,000人の市民の方々が避難すると想定しています。これにもとづき、各避難所には3日分の食料、組立て式及び携帯用トイレなどをはじめとする生活用品など約50種類を備蓄しています。 食料品を中心に消費期限到達及び経年劣化等による入替えを行っています。	
今後の方向・目標	食料品等の消費期限による入替え、二次避難所（福祉避難所）の新規認定に伴う備蓄の拡充及び被害想定の見直し等に伴う備蓄物資・数量の見直しを行います。 備蓄品の選定、更新にあたっては、女性や高齢者、子どものいる家庭、災害時要援護者等に対して配慮すべく、福祉や子ども関係の部署に意見を伺うなど、より多くの意見をもとに検討を進めていきます。	

No 3508

木造住宅の耐震化促進事業		住宅課
事業概要	昭和56年5月31日以前に建築された、市内の1戸建ての木造住宅の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修に係る費用の助成を実施しています。また、建築士等の耐震に係る専門家を派遣し、無料で簡易耐震診断を行い、その結果の説明、耐震化に対する助言を行う耐震アドバイザー制度を実施しています。	
今後の方向・目標	耐震改修促進計画に掲げた住宅の耐震化の目標達成のため、耐震化に係る費用に対する助成や耐震アドバイザーの派遣を引き続き進めていくとともに、耐震改修に係る助成金の限度額の引き上げ等の検討も行います。	

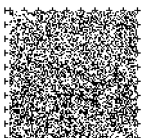


< 緊急時の対応体制の強化 >

		No	3509
障害者救急医療情報キット給付事業		障害福祉課	
事業概要	市内在住の障害児・者に対し、医療情報や緊急連絡先等を記載した書面を専用の容器に入れて、各家庭の冷蔵庫に保管するための救急医療情報キットを配布し、救急時等において迅速かつ適切な医療等の支援を受けられる環境を整備します。		
今後の方向・目標	精神障害者も増加傾向にあるため、今後も継続して実施します。		

		No	3510
障害者火災安全・緊急通報システム事業		障害福祉課	
事業概要	家庭内で病気や事故等の緊急事態が起きたときや火災が起こってしまったときのために、民間の緊急通報システムの貸与及び火災に対応できる体制を整えることで速やかに不測の事態に備え、障害者の火災や緊急時における安全を確保します。		
今後の方向・目標	在宅の重度障害者が家庭内で病気、事故、火災等緊急事態が生じた際に、速やかに適切な支援が行えるよう今後も事業を継続します。		

		No	3511
グループホーム防災対策事業費補助		障害福祉課	
事業概要	障害者グループホームが消防法の要件を満たすために設置する防災対策設備の費用について、補助金を出すことによって、安全で安定的なグループホーム整備の推進を図ります。		
今後の方向・目標	事業を継続し、安全で安定的なグループホームの推進を引き続き図ります。		



(6) 当事者の参画

障害のある当事者が市政に参画することや、主体となって様々な地域での活動を行うことを支援します。

現行計画期間の振り返り

平成 27 年度末、地域福祉推進会議規則の改正を行い、障害のある当事者の意見が計画に反映できるように、障害者団体から必ず 2 人の委員が参加するようになっていきます。(福祉総務課)

障害者地域自立支援協議会では、全体会をはじめさまざまな会議や講演会を開催して、地域課題を抽出し「障害者総合計画」への意見具申を行っています。平成 29 年度には、「障害者差別解消法」に基づく「障害者差別解消地域支援協議会」の機能を付加しました。

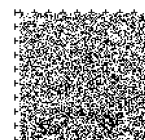
次世代育成支援協議会では「調布市子ども条例」の理念の実現のため、「調布っ子すこやかプラン(調布市次世代育成支援行動計画)」を策定(平成 26 年度までの計画期間)し、進行管理を行い、障害福祉課や子ども発達センターが実施する障害児関連の事業実績も確認しました。(子ども政策課)

子ども・子育て会議では、国の指針に基づき、新しい「調布っ子すこやかプラン(調布市子ども・子育て支援事業計画)」(平成 27～31 年度)を策定しました。この計画の中で、障害のある子ども等への事業を明記するとともに、「調布市障害者総合計画」に位置づけてある障害児支援と連携を図ります。(子ども政策課)

バリアフリー推進協議会では、バリアフリー特定事業計画の進捗状況を確認し、委員の意見を事業者にフィードバックしています。(交通対策課)

「こころの健康支援センター」では、当事者も参加するサロンを 1 か所から 2 か所に拡充し、発達障害者当事者茶話会の支援や、精神障害者、発達障害者の当事者講師活動の支援や各種委員会への当事者の派遣を行いました。

「ちょうふだぞう」では、障害者が自由に過ごせるオープンスペースを運営し、ティールームにて「おしゃべりの会」「音楽の会」等の自主グループ活動を行っています。利用者の要望に応じて「カメラの会」「のりものの会」等の自主グループ活動を企画し、側面的にサポートしています。



「地域活動支援センタードルチェ」では、ドルチェサロンを運営し、企画運営は障害のある当事者協力員 7 人が行っています。また、中途視覚、中途失難聴者、高次脳機能障害者に特化したサロンも運営し、それぞれの障害特有の悩みや情報交換の場として活用されています。

今後の課題

市政への参画・協働の推進

障害のある当事者、家族が、市が設置する委員会等への参加、パブリック・コメントなど様々な機会を通じて市政に参画できる体制の充実が必要です。その際には、参加する当事者に対してわかりやすく、かつ、当事者の意見、ニーズをしっかりと反映させながら進めることが重要です。

当事者活動の場所、機会の確保

障害のある当事者や家族が、事業者からサービスの提供を受けるだけでなく、自らが主体となってサロンを運営して当事者や家族同士のネットワークを深めたり、生活の楽しみを広げたりする活動の充実が必要です。

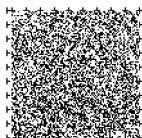
そのためには、運営面からの支援、場所の確保など設備面からの支援の双方が求められています。

基本的方向性

< 市政への参画の推進 >

市が設置する様々な委員会、協議会等に当事者や家族の委員をおくことで、障害者の視点からの意見を市政に反映させ、障害の分野から調布のまちを見直す契機、機会の充実を図ります。

地域活動支援センターでの当事者サロンの運営支援や、こころの健康支援センターでの施設開放等を通じて、当事者がともに余暇を楽しんだり、お互いに情報交換や相談等ができるように、活動場所の提供やその他の支援を行っていきます。



< 市政への参画の推進 >

No 3601

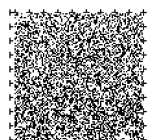
地域福祉計画の策定		福祉総務課
事業概要	市の地域福祉を推進するための指針として、市民や団体、社会福祉協議会、市の役割を定めることにより、誰もが主体的に参加し、ともに支え合い助け合う、地域福祉を推進するための新たな指針として策定します。	
今後の方向・目標	計画の策定・進行管理を行う地域福祉推進会議に障害者団体から委員が出席し、引き続き当事者の意見を計画内容に反映させていきます。	

No 3602

子ども・子育て会議の運営		子ども政策課
事業概要	調布っ子すこやかプランの策定・推進をはじめ、乳幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくため、調布市子ども・子育て会議を設置しており、施策に反映させています。	
今後の方向・目標	調布っ子すこやかプラン（調布市子ども・子育て支援事業計画）は、平成27年度から平成31年までの5年間を計画期間としており、今後は、次期計画策定に向けて、平成30年度にニーズ調査を実施し、平成31年度に具体的に計画策定に向けた議論を実施する予定です。	

No 3603

次世代育成支援協議会の運営		子ども政策課
事業概要	子どもとその家庭への支援のあり方を検討し、あわせて関係機関とのネットワークを構築するための協議会として設置・運営しています。	
今後の方向・目標	平成29年度の次世代育成支援協議会においては、既存の調布市子ども基金助成事業についてや、これまで寄付をいただいた子ども基金の活用方法を検討しています。平成30年度以降においても、子どもとその家庭への様々な支援のあり方を検討します。	



No 3604

バリアフリー推進協議会の運営		交通対策課
事業概要	調布市バリアフリー基本構想の作成 ,バリアフリー特定事業計画の取りまとめ及び進行管理等 ,バリアフリーに関する各種事業を円滑に推進するための協議会を設置・運営しています。	
今後の方向・目標	協議会の運営にあたっては ,障害者団体からも委員を推薦いただいております ,引き続き各特定事業の進行管理やバリアフリー基本構想の見直しの際は ,当事者意見の反映に努めます。	

No 3605

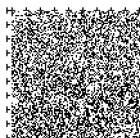
障害者地域自立支援協議会の運営		障害福祉課
事業概要	地域の障害福祉に関する情報 ,調整 ,開発 ,教育 ,権利擁護 ,評価機能などのネットワークやシステムづくりの中核的な役割を果たすことを目的として障害者地域自立支援協議会を運営しています。個別支援会議等を基に地域課題を抽出し ,情報を共有し ,具体的な協働を進めていきます。地域の社会資源の開発や新しい施策についての定期的な協議の場としても機能しています。	
今後の方向・目標	運営会議やサービスのあり方検討会を経て抽出した地域課題については ,ワーキング内容に反映させ ,継続した協議を行っていきます。障害種別の偏りを無くし ,横断的に地域の課題や実情を鑑みて柔軟に対応できる協議会を引き続き目指します。	

< 当事者活動への支援 >

No 3606

こころの健康支援センターの施設開放		障害福祉課
事業概要	こころの健康支援センターの施設を ,精神障害者やその家族が自主的に活動できる場所として提供します。	
今後の方向・目標	継続します。	

「第5章 2(1) 自発的活動支援事業」(153 ページ)



当事者サロンの運営支援 (障害者地域活動支援センター事業) (調布市こころの健康支援センターの運営)		障害福祉課
事業概要	障害のある方やそのご家族の情報交換や仲間作り ,意見交換の場としてサロンを運営。また ,当事者同士でさまざまな活動を行う自主グループについて ,場所の確保やメンバー ,ボランティアの募集等の活動支援を行っています。	
今後の方向・目標	参加者の高齢化や固定化が課題。今後は新たな方に参加してもらえよう ,活動内容の工夫や広報について検討をしていきます。	

「第5章 2(1) 自発的活動支援事業」(153 ページ)

